

令和3年2月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和3年3月4日～5日

場 所 第3委員会室

令和3年3月4日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)
- 議案第75号 令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第76号 令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第77号 令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
- 議案第78号 令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に係る基本方針(案)について
 - ・令和2年中の交通事故の概要と取組について
 - ・宮崎県体育館の取扱いと新体育館建設に係る今後の対応方針について

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

警察本部

警察本部長	阿部	文彦
警務部長	高橋	和成
警務部参事官兼 首席監察官	日高	俊治
生活安全部長	時任	和博
刑事部長	中川	正純
交通部長	河野	俊一
警備部長	小野	博
警務部参事官兼 会計課長	福栄	芳政
警務部参事官兼 警務課長	河野	晃央
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	久米田	勇二
総務課長	河野	博之
少年課長	日高	貴
生活環境課長	廣田	匡慶
交通規制課長	垂水	一洋
運転免許課長	河野	禎治

○企業局

企業局長	井手	義哉
副局長(総括)	横山	浩文
副局長(技術)	中村	安男
総務課長	橋本	文人
経営企画室長	宮田	晃尚
工務課長	新穂	浩一
電気課長	田原	充生
施設管理課長	山本	正信
総合制御課長	楠見	博

○教育委員会

教 育 長	日 隈 俊 郎
副 教 育 長	黒 木 淳一郎
教 育 次 長 (教育政策担当)	工 藤 康 成
教 育 次 長 (教育振興担当)	黒 木 貴
教 育 政 策 課 長	川 北 正 文
財 務 福 利 課 長	四 位 久 光
育 英 資 金 室 長	山 崎 博 文
高 校 教 育 課 長	押 方 修
義 務 教 育 課 長	吉 田 英 明
特 別 支 援 教 育 課 長	松 田 律 子
教 職 員 課 長	東 宏 太 朗
生 涯 学 習 課 長	新 純 一 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	押 川 幸 廣
文 化 財 課 長	舩 木 郁 朗
人 権 同 和 教 育 課 長	島 寄 善 真 理
県 立 図 書 館 館 長	中 原 光 晴
県 立 美 術 館 副 館 長	安 部 博 己
宮 崎 県 総 合 博 物 館 館 長	黒 木 義 博

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	藤 村 正
政 策 調 査 課 副 主 幹	前 野 陽 子

○岩切委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

早速ですけれども、当委員会に付託されまし

た議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○阿部警察本部長 委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます案件は、議案として「令和2年度2月補正予算」について。報告事項としましては、損害賠償額を定めたことについて、その他の報告事項としまして、社会の変化に適用するための組織体制の再編整備に係る基本方針案について、令和2年度中の交通事故の概要と取組等についての4件であります。

それぞれ担当部長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩切委員長 それでは、議案に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、令和3年2月定例県議会提出の議案第61号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の1ページ目、令和2年度2月補正予算についてと、議会資料の令和2年度2月補正、歳出予算説明資料の467ページ以降によりご説明いたします。

それでは、項目1、2月補正予算の概要を御覧ください。

本会議に係る補正予算は、マイナス7億3,100万2,000円の減額補正でございます。

今回の補正によりまして、補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして265億8,840万6,000円となります。なお、2月補正では、増額補正をする事業はございません。

次に、今回の補正の内容を科目別、事項別に御説明いたしますので、項目2、事項別補正予

算額と主な補正事業を御覧いただきたいと思
います。

歳出予算説明資料につきましては471ページか
らになります。

項目2の一覧表、最上段左側に記載しており
ます会計、科目、事項の欄を御覧ください。

(款) 警察費 (項) 警察管理費 (目) 公安委
員会費 (事項) 委員報酬、補正額マイナス70万
円及びその下の (事項) 委員会運営費、補正額
マイナス212万2,000円でございます。これは、
公安委員への報酬において、実績日数が見込み
より少なかったことによる報酬の不用額や公安
委員会運営に要する経費である旅費等の執行残
でございます。

次に、(目) 警察本部費 (事項) 職員費、補正
額マイナス3億7,844万3,000円でございます。こ
れは、職員の人件費の執行残に係る補正であり、
その主なものは、育児休業者、年度途中の退職
者等に係る給料や職員手当、共済費の不用額で
ございます。

次に、(事項) 運営費、補正額マイナス4,335
万円でございます。これは警察職員設置に要す
る経費の執行残に伴う補正でございます。

主なものといたしましては、会計年度任用職
員が年休等により出勤しなかった日に係る通勤
手当に不用額が生じたことによる会計年度任用
職員雇用報酬の減額マイナス1,049万8,000円、
駐在所に勤務する警察官の不在時に住民等の応
接を行う配偶者の同居数が、家庭の事情等によ
り見込んでいたものよりも少なく、応接に伴う
謝金等に不用額が生じたことによる駐在所等協
力家族報償費、駐在所等接遇費、交番等接遇費
の減額マイナス1,860万円であります。

次に、(目) 装備費 (事項) 装備費、補正額マ
イナス669万1,000円でございます。これは警察

機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と、
装備資機材に要する経費の執行残に伴う補正で
ありまして、その主なものといたしましては、
交通事故処理車などの公用車両の入札結果によ
る執行残でございまして、警察車両の計画的更
新整備事業の減額マイナス206万7,000円でご
ざいます。

次に、(目) 警察施設費 (事項) 警察施設費、
補正額マイナス260万9,000円でございます。こ
れは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理
に要する費用の執行残に伴う補正でありまして、
その主なものといたしましては、駐在所改修に
伴う仮事務所賃借料につきまして、計画変更
に伴い不用額が生じた、その他警察庁舎及び宿
舎維持管理費の減額マイナス134万5,000円
でございます。

次に、(目) 運転免許費 (事項) 運転免許費、
補正額マイナス1,250万9,000円でございます。
これは運転免許試験及び各種講習、その他、運
転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補
正でございまして、その主なものといたしまし
ては、受験者数が見込みより少なかったこと
により執行残が生じた、指定自動車教習所等
に対する仮免許事務委託料の減額マイナス420
万円でございます。

次に、(項) 警察活動費 (目) 警察活動費 (事
項) 一般活動費、補正額マイナス2億7,656
万2,000円でございます。これは生活安全、刑
事及び交通等警察活動全般に要する経費の執
行残等に伴う補正でございます。

主なものといたしましては、警察本部や警察
署で使用する電話回線使用料などの不用額に
よる警察電話専用料等警察電話通信費の減
額でマイナス1,659万8,000円、今年度開
催予定であった国民文化祭の延期に伴い、各
種経費の不用額

が生じたことによる警衛警備対策事業の減額でマイナス9,324万9,000円、ヘリコプターテレビ受信設備の機器設備工事の入札残などによるヘリコプターテレビ受信設備整備事業の減額でマイナス2,075万1,000円、各事業に属さない警察活動全般における旅費の不用見込額や各種委託料の執行残等による、その他警察活動経費等の減額でマイナス7,627万7,000円でございます。

次に、(事項)交通安全施設整備事業費、補正額マイナス801万6,000円でございます。これは交通安全施設整備事業に要する経費の補正でございますが、国費対象事業の事業において、警察庁が財務省に対して要求した補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、本件に対する補助金につきましても交付決定が減額されたことによる交通管制及び信号機改良等整備費の減額でマイナス801万6,000円でございます。

最後に、繰越明許費について御説明いたします。

お手元の令和3年2月定例県議会提出予算事項別明細書(令和2年度補正分)の345ページの一番下の段を御覧ください。

警察本部の繰越明許費は、交通安全施設整備事業、予算額1億232万8,000円でございます。繰り越す理由につきましては、国土交通省が所管する国道218号線高千穂・日之影道路工事の進捗状況により、可変標識設置工事が今年度実施できないもの、また、宮崎市田野町の信号機設置予定である交差点において、宮崎市が行う照明などの設置の進捗状況によりまして、信号機の新設工事が今年度実施できないもの、さらには信号機制御機更新事業などの一部工事において入札不調が続き工期を確保できなかったことにより、令和3年度へ予算を繰り越すものでござ

います。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。質疑を頂きたいと思えます。

○蓬原委員 信号の設置は、国とほかの自治体の工事遅れですが、この入札不調というのは計算上の不調による不落ではないですね。詳しく。

○河野交通部長 不調が発生しました工事は2件ございまして、工事の内容が信号柱の鋼管柱化及びLED化を中心とした工事であります。県北と県西都城の工事ございまして、二度入札を実施をいたしました。二度とも入札不調に終わり、工期を確保できなかったものでございます。

○蓬原委員 そうすると応札者がいなかったということですか。

○河野交通部長 そのとおりでございます。

○渡辺委員 委員会資料の1ページの警察活動費(目)警察活動費の(事項)一般活動費の中のヘリコプターテレビ受信設備整備事業ですけれども、補正額が減額補正で2,075万円ということで、この理由は何ですか。入札の額が安くて済んだという話なのか、何か特殊な事情があるんですか。

○時任生活安全部長 補正の理由は、機器設置工事の請負につきまして、適正契約に基づき入札を実施した結果の執行残であります。

○渡辺委員 安く済んだということですよ。

○時任生活安全部長 そのとおりです。

○渡辺委員 分かりました。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○高橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告をいたします。

令和3年2月定例県議会提出報告書の4ページをお開きください。

今回、報告させていただく警察における損害賠償事案は、同報告書4ページ目、一番最後のページの2件目の事項でございます。

概要についての御説明でございますが、小林警察署の警察官が令和2年7月22日午前9時35分頃、小林市内の市道において交通事故処理車を運転し、同乗者は降車して付近の一時停止標識の視認性を確認中、道路上における停車が他の交通の妨害となる可能性があったため、事故処理車を一旦後退させ、左前方の民家敷地内に前進して駐車しようとした際に、左前方の安全確認を怠ったまま進行したため、敷地入口に設置されていたブロック塀に自車左側面を接触、ブロック塀を損壊したというものでございます。

事故の原因につきましては、職員の安全不確認というものでございます。過失割合につきましては、相手方に過失はございませんので、県側が100%の過失ということでございます。

相手方のブロック塀の修理費である12万5,500円を県警の任意保険から支出しております。公用車については、左リアドアの修理塗装にかかった修理費である5万6,650円を県費から支出しております。

以上が、今回御報告する損害賠償事案でございますが、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終了いたします。

○岩切委員長 御説明が終わりました。御質疑がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めたいと思います。

○高橋警務部長 それでは、社会の変化に適応するための組織体制の基本計画案について御説明いたします。

本基本計画案につきましては、パブリックコメント実施前に委員長はじめ各委員に担当職員などから口頭または電話で御報告をさせていただきましたが、再確認の意味で簡単に御説明するとともに、パブリックコメントを踏まえ、一部内容の修正を検討していること、また、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

それでは、資料の2ページを御覧いただければと思います。

昨今の人口の減少、急速な高齢化、国際化の進展、サイバー空間の利用を前提とする様々な技術・サービスの普及に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会を急速に、かつ大きく変容させつつあり、治安情勢にも大きな影響を与える可能性があることから、こうした社会の変化に適応し、新たに生じ、また変容する治安上の課題に適切に対処するため、現在の警察官の人員数等、現状の限られた人的資源、物的資源の中で、いかに効果的に県内の治安維持のための体制を再編整備していくかということを検討した結果、本基本方針案の策定に至りました。

次に、資料の3ページから6ページを御覧ください。

基本方針案の内容につきましては、まず、項目1、サイバーその他治安情勢の変化への対応と先端技術等の導入の(1)は、サイバー人材の育成として、サイバーに係る素養を有する人材を採用し、サイバー捜査官等として育成して

いくための体制整備を進めてまいります。

(2)は、ドローンやAIを効果的に活用するための体制の整備や電子決裁の導入といった業務のデジタル化を進めてまいります。

(3)は、社会情勢の変化に伴う治安上の課題を的確に捉えていくため、犯罪関連情報の収集分析体制を強化してまいります。

次に、項目2、犯罪の悪質化、巧妙化等を踏まえた捜査力の強化と各種支援体制の確立の

(1)は、DNA型鑑定その他の科学捜査に係る基盤整備、技能伝承制度の充実等による若手警察官の捜査力向上を図ってまいります。

(2)は、暴力団等犯罪組織に係る情報をうそ電話詐欺捜査に効果的に活用し、多角的な対策を進めていくための体制を整えます。

(3)は、昨年春に新設した高齢運転者支援室の機能のさらなる充実等を進めてまいります。

(4)は、現在は各課に分散している警察安全相談、犯罪被害者支援、警察への苦情対応、情報公開、報道機関の窓口といった業務をまとめ、県警全体の広報広聴の司令塔となるような体制を構築することを考えております。

次に、項目3、交番・駐在所の統廃合等による現場執行力と機動力の強化の(1)は、全国各地において、現場に臨場した警察官が犯人から刃物で切りつけられ重傷を負う事案、交番勤務中の警察官や交番相談員が襲撃されるなどの事案が相次いで発生しています。そこで、危険な現場における的確な職務執行の確保のため、地域の実情を踏まえながら、交番・駐在所の統廃合を進め、拠点となる交番等に十分な人員を配置できる体制を整備してまいります。

(2)は、統廃合により交番や駐在所までの距離が遠くなった地域住民の不安感の解消と、事案発生時の迅速な現場臨場を確保するため、

警察署のパトカーの運用体制を強化し、昼夜を通して広域的かつ効果的なパトロールを実施できる体制を整備いたします。

(3)は、交番襲撃等への対処能力の向上を図る訓練を効果的に推進できる体制を整備いたします。

次に、項目4、警察本部や隣接警察署の補完による小規模警察署の体制の合理化は、管内の治安に必要な体制以外の許可等事務について隣接警察署に移管するなどして、事務の合理化等を図るための体制の合理化を進めてまいります。

最後に、項目5、社会情勢を踏まえた計画的かつ効果的な警察署の整備につきましては、水害に対して脆弱な場所に位置する高岡警察署、老朽化が著しい都城警察署及び日南警察署について、治安拠点として機能を維持するための整備についての検討を早期に進めていくことといたしております。

以上が、基本方針案の概要でございます。

引き続き、パブリックコメント実施結果であります。1月15日から2月15日までの間で14名、14件の御意見を頂きました。

主な意見につきましては、小規模警察署の廃止反対、交番・駐在所統廃合反対、警察官増員による交番・駐在所の体制強化、県境にある警察署の強化などがございます。

御意見の内容から、本基本方針案を大きく変更する必要はないと考えておりますが、県民の皆様の中には、本基本方針案を御覧になり不安を感じておられる方もいるということを感じましたので、寄せられた御意見を反映させる意味も含め、不安解消につながるような文言の追加修正を行いたいと考えております。

具体的には、資料5ページの3、(1)の項目、文中6行目でございますが、「地域の実情を踏ま

えながら」を「地域を実情を踏まえつつ、地域住民への丁寧な説明を行いながら」という文言に修正いたしまして、交番・駐在所の統廃合は地域の治安維持のための現場執行力の強化につながるものであるということを丁寧に説明するということを明記いたします。

また、資料6ページの4の項目の文中2行目の「例えば」を削除いたしまして「地域の治安拠点として重要性を踏まえた上で」という文言を加え、県警としても小規模警察署の治安拠点としての重要性を認識しているということを明記して、それぞれの不安の解消につなげたいと考えております。

最後に今後のスケジュールでございますが、今年度中には、本基本方針案の修正案を宮崎県公安委員会に報告の上、確定させたいと考えております。

基本方針案が確定後は、この方針に従い、順次、実行に移せるものから取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○河野交通部長 続きまして、文教警察企業常任委員会資料7ページをお開きください。

令和2年中の交通事故の概要と取組等について御報告させていただきます。

まず、1の交通事故の発生状況について説明いたします。

1、(1)のグラフは、過去5年間の発生件数等の推移を表したものです。

令和2年の交通事故発生件数は5,126件で、前年比マイナス1,495件、減少率マイナス22.6%、負傷者数は5,741人で、前年比マイナス1,691人、減少率マイナス22.8%であり、減少率は過去10年で最大となっております。

全国的にも同様の傾向にあり、これは、関係

機関・団体と連携・協働した交通安全対策の取組により、県民の交通安全意識の向上が図られたことにあると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛等で交通量が減少したことなども、少なからず影響しているものと思われま

す。死者数は36人で、前年比マイナス3人、減少率マイナス7.7%と、全国統一の基準で統計を取り始めた昭和23年以降、これは4番目に少ない人数でありました。

しかしながら、(1)の下段の表にお示ししているとおり、全交通事故死者数に占める高齢者の割合は過去最高となる83.3%となりました。

続きまして、(2)は、過去3年間の本県の高齢死者構成率の推移です。

全死者に占める高齢者の割合は、年々増加しており、昨年は全国平均の56.2%を27.1ポイント上回り、この右側の表に示しておりますけれども、全国では富山県の84.6%に次ぐワースト2位という結果でした。

また、1の(3)は、人口10万人当たりの交通事故死者数の推移ですが、平成30年は3.12人、令和元年中は3.61人、令和2年中は3.36人であり、いずれも全国平均値を上回っております。

全国順位を見ましても、年々ワースト順位が上がっておりまして、令和2年は全国ワースト12位になりました。

次に、2の令和2年中の交通事故の特徴についてであります。交通人身事故と交通死亡事故に分けて説明いたします。

まず、(1)の交通人身事故5,126件中、アの事故原因別では、脇見、安全不確認等による事故が全事故の7割以上を占めている。また、イの発生時間帯別では、交通量の多い、朝夕の通勤・通学、帰宅時間帯における発生が多い。ウ

の道路形状別では、交差点及び交差点付近での発生が約5割を占めているなどの特徴が挙げられます。

次に、(2)の交通死亡事故ですが、最も顕著な特徴は、高齢者が関係する死亡事故が多いということです。アの第1原因者の年代別でも、65歳以上の高齢運転者によるものが約半数を占めております。また、イのとおり、高齢運転者による単独事故、つまり高齢運転者が運転中に道路外に転落するなどの自損事故を起こして、そのまま亡くなるというような事故が全体の3割を超えております。さらに、ウのとおり、歩行中の高齢者が車にはねられる事故も多発して、12人の高齢者が亡くなっております。その他、人身事故の特徴と同様に、脇見、安全不確認等による事故、交差点及び交差点付近での発生が多い傾向にあります。

資料8ページに移ります。

3では、昨年中に警察本部が実施した主な取組について説明いたします。

はじめに、(1)の高齢者の交通事故抑止対策についてです。

(1)アは、市町村と協働した制限運転のさらなる拡充です。中山間地域を多く抱える本県では、生活を保つためには車の運転が必須である高齢運転者が多数おられる実情があるため、こうした方々に安全な運転を継続していただくことを目的とした高齢運転者御自身の自主宣言運動である「制限運転」を各市町村と協働して推進しております。その結果、昨年末時点で、県内の9市6町が導入し、宣誓者も1,200人を超えるなど、少しずつではありますが県内全域に浸透しつつあります。今後も各市町村と連携し、全県下的な運動となるよう、さらなる活性化と定着化に向けた取組を推進してまいります。

次に、イの安全運転相談等の高齢運転者支援の充実についてです。各運転免許センターに看護師を配置した安全運転相談窓口を開設し、運転に不安を覚える高齢運転者や、その家族の方々などからの運転に関する相談に対応しております。令和2年中の相談者数は1,815人でありましたが、今後も県民の皆様への周知に努め、迅速できめ細やかな相談受理後の諸対応を図ってまいります。

次に(2)の横断歩道における歩行者保護対策についてです。アの広報啓発につきましては、「横断歩道は歩行者優先」ののぼり旗の掲示、CM動画の放映、新聞、ラジオ等を活用した広報啓発を推進しております。イの指導取締りの強化につきましては、横断歩行者等妨害違反を中心に、信号無視、指定場所一時不停止違反を加えた「3STOP作戦」を全県下で展開しました。ウの交通規制対策につきましては、信号表示の視認性を高めるためのLED式の信号灯器への更新、横断歩道の高輝度化のほか、横断歩道上の点字ブロックである——写真5に示しております——エスコートゾーンを視覚障害者団体からの御意見を頂きながら計画的に整備しております。

これらの歩行者保護対策を推進した結果、昨年JAFが調査した本県の信号機のない横断歩道での車両の停止率は、前年の23.4%から31.3%まで上昇し、全国10位という結果でありました。

しかし、依然として約7割の車が停止をしないという現状がありますので、今後も引き続き広報啓発や取締りの強化等の安全対策に取り組んでまいります。

次に、(3)のSNSを活用した交通安全情報の発信についてです。

昨年は、新型コロナの影響により、人を集めて行うイベントや学校で行われる交通安全教室などの中止を余儀なくされました。交通安全教育の場が激減したことを受け、これらに代わる情報発信ツールとして、幅広い世代が利用し拡散力のあるSNSのツイッターに宮崎県警察交通部の公式アカウントを開設し、昨年5月27日から交通ルールや交通事故防止の動画、交通安全情報や警察署の取組等について情報発信を開始いたしました。ツイッターに投稿した横断歩道の歩行者優先CM動画につきましては、4万回以上が再生されるなど大きな反響となっております。フォロワー数も着実に増加してきており、今後も県民の皆様への浸透を図るため、工夫を凝らした情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、項目4の新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、交通部におきましても感染拡大防止のため様々な取組を実施しております。

(1)は、広報啓発活動への協力についてです。交通規制課では、県内23か所の交通情報板に、資料に記載しておりますとおりの表示を行い、注意喚起の広報啓発を行っております。

(2)は、運転免許センターにおける感染防止対策についてです。6月の常任委員会でも御報告いたしましたが、運転免許更新業務を昨年4月20日から5月17日までの28日間休止いたしました。業務を再開して以降も、運転免許センターにおける感染防止対策を徹底するため、施設出入口への消毒液やサーモグラフィーの設置、窓口カウンターへの飛沫防止用のスクリーンの設置、講習時の配席の見直しによるソーシャルディスタンスの確保など、各種対策を講じているところであります。

このほか(3)にありますとおり、交通指導取締りなど街頭活動を行う職員に対して、マスクの着用を含むせきエチケットの励行や手指や筆記具の消毒等を通じ、感染防止対策を徹底しているところであります。

最後に、5は、令和3年中の交通事故抑止目標についてです。

来年度は、「宮崎県第11次交通安全計画」が策定される年ですが、県警察では、過去の交通事故の減少数などから分析を行い、第11次交通安全計画に先行する形ではありますが、令和3年から令和7年までの年間の交通事故抑止目標に発生件数5,200件以下、死者数31人以下を掲げ交通事故抑止対策を継続してまいりたいと考えております。

本年も関係機関団体との連携を強化し、高齢運転者、高齢歩行者に対する総合的な対策、歩行者保護に向けた悪質・危険性の高い交通違反取締り、SNS等の各種媒体を活用した広報発信、適切な交通規制等を推進し、交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項に関する質疑を頂きたいと思っております。

○渡辺委員 基本方針についてお伺いしたいんですが、まず、パブリックコメントの意見では、どういう効果をねらって県境にある警察署の強化を求めていたのかを教えてくださいたいと思います。

○高橋警務部長 県境は県警本部や隣接する警察署から遠く、応援が届くのに時間がかかるため、県境にある交番、駐在所、警察署等が、応援が届くまで初動しなければならないので強化するべきという御意見だったと記憶しております。

す。

○**渡辺委員** 警察署の設置というか管轄範囲の線引きみたいなものについては、例えば、人口の要件であるとか、面積とか、行政の区割りとか、何か県警なりのルール、もしくは警察庁が示すような基準があるのか否かを教えていただけますか。

○**高橋警務部長** 持ち帰り、詳細はまた個別に御説明したいと思いますが、基本的には条例で管轄区域等を定めてあると記憶しております。

○**渡辺委員** その考え方のルールを知りたかったんですけど、あわせて、その警察署の新設や統廃合というのは、宮崎県警のみの判断で行えるのか、それとも全国の警察組織の中での何か考え方があって、手続も必要なのでしょうか。

○**高橋警務部長** 基本的には県全体の意見ということで、定められるとなっております。

○**渡辺委員** 宮崎県内で警察署の新設や廃止、管轄地域の見直しが行われたのであれば、一番直近でいつ行われたのかを確認させてください。

○**高橋警務部長** 警察署の新設につきましては、
※一番直近の新設であれば、宮崎南警察署が昭和50年に新設されたと記憶しております。

○**渡辺委員** カバーしてる人口で見るのか面積で見るのか知りませんが、県内の最大規模の警察署は北警察署という認識だと思うんですが、北署の管轄地域に対する現状認識はどうでしょうか。

○**阿部警察本部長** 北警察署につきましては、県下に13署ある警察署の中で最大規模であり、北警察署の署長は警視正という一つ上でありまして、ほかの12署の署長は警視ということで、別格にあるとに考えております。

その背景といたしましては、管内に抱える人口ですとか、犯罪の発生件数、その他が多くて、

忙しい警察署であるという認識であります。

そういった認識を踏まえた上で、警察署の区割りをどのようにするのかというのは、今後、必要に応じて検討していく必要はあろうかと思えます。北署、南署、あるいは高岡警察署、この3署が現在、宮崎市内を分けて管轄しているわけではありますが、区割り等については今後適切なタイミングで検討していく必要があると考えております。

○**渡辺委員** 今、本部長からもお話がありましたが、高岡警察署はもともとの旧東諸県郡を管轄していますが、市町村合併の結果、高岡町は宮崎市に入って、国富町、綾町が東諸として残っている状況です。

高岡警察署ももう一定の古さになっていると思えますし、宮崎市を旧東諸県郡の範囲で切っていることや、高岡警察署の場所は災害にあまり強くないことをふまえ、宮崎市を見る3つの警察署のうちの1つとして庁舎の建て替え等を考えるときは、高岡という地理的要件に絶対的にこだわる必要はないと理解してよろしいでしょうか。

○**阿部警察本部長** そのとおりであります。

○**岩切委員長** 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩切委員長** 最後に、その他でありますでしょうか。

○**日高委員** この前警察学校に行かせてもらったんです。そこでは、コロナウイルスでなかなか活動ができない音楽隊とか、カラーガード隊が練習していました。

今後、国文祭とか芸文祭がありますが、やっぱり練習は練習として、しっかりとその人たち

※11ページに訂正発言あり

も支えていただいて、なおかつその音楽隊は、もう昭和20年代の発足ということで相当な歴史もあるし、カラーガード隊も昭和59年の発足だということで、ここでコロナだからと言って火を消すわけにはいかない部分もあります。これからの警察の広報では、こういった人たちの力も欲しいし、自衛隊がやっているんですが一人県警に音楽枠で歌のうまい人を採用して、この看板の歌手が、いろんなところで県民のために歌ったり、そういった取組をどこの都道府県もやっていないんですよ。

警察活動とは違いますけど、阿部本部長がおられるときに、別な意味でアピールしていくことで県民の関心が生まれてくると感じたものですから、ぜひその辺も強くお願いしたいと思えます。

○阿部警察本部長 広報の重要性につきましては、県警としては改めて認識しているところでありまして、今回のこの基本方針案の中にも県民広報体制の強化を明記しております。

その中で、ただいまお話のあった警察音楽隊——カラーガード隊につきましては、県民の方と警察活動の架け橋という形で重要な任務を担っていると承知しております。これらの活動とあわせまして、さきの議会でも同様の御指摘を日高委員から頂いたと記憶しております。

それらを踏まえた上で、交通部長の説明にもありましたが昨年から今年にかけて、県警ではツイッターの公式アカウントを開設いたしました。これは、交通部と生活安全部が新たに開設したものであります。

フォロワー数が少しずつ増えていますが、まだまだ不十分でありますので、我々もこのフォロワー数を当然増やすべく努力もいたしますし、ぜひ県民の皆様、そして、県民の皆様を代表さ

れる委員の皆様にも御協力いただきながらフォロワー数を増やしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、広報警察活動というのは、県民の方の理解と御協力あつての警察活動だと考えております。広報の重要性をしっかりと認識した上で、強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○高橋警務部長 先ほど渡辺委員からの「管轄はどのように定まっているのか」という御指摘で、補足をさせていただきたいと思えます。

条例に基づきまして——条例の名前は、警察署の名称、位置、管轄区域を定める条例というものが県の条例にございます。

それは、警察法第53条4項により条例に基づいて定めるという形になっておりますので、条例に基づいて管轄、名称等は定めているという形になります。

特に、何人置くとか、そのような形での基準というものは特にございません。

それと、訂正を1点させていただきます。

先ほど一番直近の警察署の新設は宮崎南警察署だとお話しましたが、昭和50年に宮崎警察署というのがありまして、それが、宮崎北署と宮崎南署に分離して、現在のような形になっているということで訂正をさせていただきます。

○二見委員 1点、参考に聞かせていただきたいと思えます。

今回、組織体制の再編整備についての方針ということで御説明いただきました。その中でサイバー関係、最先端技術等の導入ということで、ドローン、AIの活用とかデジタル化の推進ということになっていりましたが、先日このサイバー専門の方を採用されたりとか、いろいろ非常に難しくなっている状況に対応していかなけれ

ばならないと思います。

このAIの活用という視点に立ったときに、広島県とかほかの県で、率先してAI人材の育成に取り組んでいるんです。一般の方でAIの使い方を、どうやってこのAIを創っていくか、どういう分野で、このAIを活用すべきなのかと。だから、知事が率先してそういった人材を育てていくという土壌づくりをしているわけですが、そういったときに、例えば、警察組織でも捜査に必要なAI技術だったり、警備や交通規制でAIがあれば役に立つなとか、こういうものを開発・研究していかないといけないと思うんですね。そういったときに、それぞれのそういう知識を持った人がいないと、その開発にもつながっていかない。

宮崎県の場合、大きな機械のメーカーとかがないものですから、その修理とかになっても中央から来てもらわないといけない。でもコロナの時期になると、そういうメーカーの技師の人たちは来ることができない状況もあるものですから、できることならば、この宮崎の地域の中でそういう人材を育成する環境を整えていく必要があると思っています。

今回は、県警としてこの最先端技術を今後導入していくということでこの方針が出されているんですけども、実際、宮崎県の中でそれを全部調達できるのか、外部のほうから調達していくのかとかも、見据えていかないといけないかなと思っています。そういったときには、知事、執行部とも、うまく連携していかなければならないと思っています。そこ辺について、何か今の段階での御意見とかがあれば伺っておきたいなと思います。

○高橋警務部長 今の委員からの御質問でございますけれども、まさに来年度の採用試験から、

一般の警察官の枠に加えまして情報工学枠を設けます。要するに、そういう素養のある人を新任の警察官に特別枠として採用する。時間はかかると思いますが、自前で育てていくことを、まさに考えているということでございます。

一般の警察官ですと、AIの活用方法についてなかなかなじみのないところですが、こういう分野に強い方を特別枠で採用して、いろいろな技術を持った方と話のできる職員を育てていくことを考えております。

○阿部警察本部長 補足で知事部局との連携について、知事部局の各種勉強会、研究会等に、県警としても参加していますし、ある意味、相互に連携しながら、技術、AIの活用等も含めて現にやっているところであるということをお説明申し上げます。

○二見委員 コロナで皆さん、大変な時期なんですけど、こういうICT化とかが進んできている中で、県のほうでも情報政策課が慌てていて、いきなり脚光を浴びて頑張らないといけなくなっているんで、ある意味では、いい機会なのかなと前向きに捉えて、皆さんの仕事のしやすいような環境づくりに進んでいけるように、私も研究していきたいと思っています。

○岩切委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時58分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について、企

業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、お礼を述べたいと思います。12月14日の常任委員会の現地調査におきまして、岩切委員長をはじめ委員の皆様方には、一ツ瀬川県民ゴルフ場を御視察いただきました。誠にありがとうございました。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は提出議案2件につきまして御説明させていただきます。なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては当資料により行わせていただきます。

本日御審議いただきますのは、議案第77号「令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」及び議案第78号「令和2年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」の2件でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○岩切委員長 企業局長による概要説明が終了いたしました。議案に対する説明を求めますが、委員の質疑は全ての説明が終了した後にお願いいたします。

○橋本総務課長 それでは、補正予算の概要について、御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。

議案第77号「令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」でございます。

1の補正の理由でございます。

国の令和2年度第3次補正予算を受けまして、県土整備部におきまして多目的ダム改良工事の

増額補正を行うこととしておりますことから、企業局の電気事業会計において、その費用の一部を負担しております共同施設負担金を増額するものでございます。

2の補正額でございます。

今回の補正は、資本的収入及び支出に係る補正ということになります。表の太枠の資本的支出の欄を御覧ください。

補正予定額は3億8,299万4,000円で、全額が建設改良費でございます。この結果、補正後の資本的支出の合計は、太枠の計にありますとおり34億7,029万9,000円となります。そして、表の一番下、資本的収入から資本的支出を差し引きました収支残の計は33億9,907万6,000円の収支不足ということになります。この不足額につきましては、全額を過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

なお、今回の補正予算に係る事業につきましては、実施期間の関係上、県土整備部におきましては令和3年度に繰越して事業を実施することとしておりますので、企業局におきましても繰越すことといたしております。

2ページをお開きください。

議案第78号「令和2年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」でございます。

1の補正の理由でございますが、大きく3つの理由によるものでございます。

まず、(1) 施設利用料の減額です。

一ツ瀬川県民ゴルフ場におきまして、豪雨によるコース冠水や新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る臨時休業等を行いました影響によりまして、令和2年度のゴルフ場の年間利用者数が目標を下回ることが想定され、利用者からの料金収入も低くなる見込みでありますこと

から、協定書に基づきまして指定管理者からの納付金の見込額を減額することに伴い、営業収益の施設利用料を減額補正するものでございます。

ア、ゴルフコースの利用状況といたしまして、今年度の利用者数について、目標と実績との対比を各月ごとにお示ししております。表の上段が目標で、一番右の年度計のとおり年間目標数を3万1,500人としております。その下段には、今年度の実績見込みといたしまして、4月から11月までの実績値と12月から3月までの目標値により、年間利用者数の見込みをお示ししておりますが、臨時休業等によりまして、7月から9月までの利用者数が大きく目標を下回ったことなどから、年間利用者数の見込みを一番右の年度計にありますとおり2万9,191人と見込んでおります。

なお、実績値の記載は11月までとしておりますが、これは補正予算額の算定を12月中に行なう必要があったためでございます。ちなみに12月から2月までの利用者数の実績でございますが、12月は3,289人、1月は2,685人、2月は2,668人でございます。その下には参考として令和元年度の利用者数の実績をお示ししております。

次に、イ、指定管理者からの納付金見込額について、米印で書いてございます納付金の算定のところを御覧いただきたいと思っております。

納付金につきましては協定書によりまして、指定管理者の年度収入額が基準収入額の7,590万円——これは年間利用者数を3万人と想定した場合の利用者からの収入見込額でございますが、これを下回った場合には、以下のとおり算定することとしておりまして、この算定式の括弧書きにあります基準収入額から実際の年度収入額を差し引いた差額に消費税を加算した金額を、

左の基本納付額から差し引くことといたしております。

今年度の状況を当てはめますと、基本納付額は1,793万円としておりまして、年間利用者数を今回見込んでおります2万9,191人とした場合の年度収入額の見込みは7,291万円でございますことから、この算式により算定いたしますと、納付金は1,464万1,000円となります。この結果、その上に記載してありますとおり、納付金の予算額を補正前の1,932万3,000円から1,464万1,000円に補正いたしまして、その差額の468万2,000円を減額するというものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

(2)の特別損失の計上でございます。

今年度発生しましたコース冠水被害に伴いまして、指定管理者が支出しました修繕費用について、指定管理者との協定書により企業局が負担すべきものがございますので、その費用を特別損失として計上するものでございます。

コース冠水被害に伴い指定管理者が支出した修繕費といたしまして、コース内に流入した土砂の撤去等を土木事業者へ委託した経費の支出額が376万5,000円でございます。これは、その下に参考として記載してあります協定書により企業局が負担することとされている費用のうち、ア、1件当たりの修繕・更新の費用が100万円以上のものに該当いたしますことから、この経費につきましては全額を企業局が負担することとし、特別損失として計上するものでございます。

次に、(3)、消費税及び地方消費税の減額でございます。ただいま説明いたしました施設利用料の減額と特別損失の計上によりまして税務署への消費税納付額が当初の見込みより減少しますことから、ここに記載のとおり76万8,000円

を減額補正するものでございます。

次に、2の補正額でございます。収益的収入及び支出におきまして、ただいま御説明いたしました3つの理由によりまして、まず、表の一番上の事業収益につきましては、太枠で囲んでおりますけれども、補正予定額は468万2,000円の減で、補正後の事業収益の合計は1,698万6,000円となります。

次に、表の中ほどの事業費につきましては、太枠で囲んでおります補正予定額は299万7,000円の増で、補正後の事業費の合計は2,450万1,000円となります。この結果、事業収益から事業費を差引きました一番下の収支残の補正後の計は、751万5,000円のマイナスということとなります。なお、決算時におきまして欠損金が生じた場合には累積欠損金として計上され、後年度の利益により補填していくこととなります。

令和2年度の補正予算に係る説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○岩切委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 最後に、その他で何かありませんか。

○日高委員 県土整備部かもしれませんが綾北川のダム、何か濁りの話が結構出たんですけど、ごそ——堆積土砂がたまっているというんですね。あれで濁っているんじゃないかということだったけど、まだ原因が分からないのですか。あのダムは企業局ですかね。県土整備部ですかね、何でごそを定期的に取りらないのですか。

○新穂工務課長 綾北川には3つのダムがありまして、上流の田代八重ダム、そしてその下流

の綾北ダム、これにつきましては県土整備部の管理になっております。企業局が単独で所有しているのは一番下流の古賀根橋ダムになりまして、こちらのほうは堆積土砂はあるんですけども、その濁りに関するような堆積はないと考えております。

もう一つ、ごそとおっしゃいましたけど、一般にごそと言われるのは上流を流れてくる葉っぱとか、木くずとかが表面に浮かんでいるものでありまして、先日、県土整備部で回答のあった堆積土砂の除去というのは、ダムに沈んだ土砂のことでございます。

○日高委員 県土整備部があるから企業局は言ってみれば関係ないということだと思うんですが、やっぱり連携してやっていかないと。

定期的に堆積土砂を取っていかないと、どんどん堆積していくんですね。それが流れると必ず濁ってくる。アユの時期になると、見えなからなかなか網がかけられないんですよ。それが1年間通してだったら、問題もある。上流で河川改修工事、国土強靱化とかで工事をやられていますけど、その影響もあるのか分からないんですが、1年間濁っている原因が何か分からないというのが、私はもう腑に落ちないんですよ。そういうことについては聞いてないですか。

○新穂工務課長 今年度の綾北川の濁りにつきましては原因分析を行っているところですが、今年度の雨の降り方は昨年5月の半ばから集中的に降っており、それで川が濁り、ダムにたまります。それが徐々にきれいになっていくんですけども、当然、川のほうは先に1週間ぐらいにはきれいになるんですけど、ダムには濁水がたまりますので、それを下流に流していく時間が2週間ほどかかります。

そういうダムの水がまだきれいになっていない時期に、また次の大雨が降るといふを今年5月の半ばぐらいからずっと繰り返しておりました。特に、7月に人吉球磨地方に大雨が降りましたが、綾北川の上流は熊本県多良木にあり、山の崩壊地からの泥がダムに流れてきておりました。このように今年度は雨の降り方が特に影響があったと考えております。

○日高委員 やっぱり雨が影響したということですね。耳川は九州電力が管理しているダムがほとんどなんですけど、ゲート式のダムにやり替えたんですよ。ゲートが開けば、大雨が降ったときに一緒に流すんですよ。そしたら自然と堆積土砂が大雨の川の濁りと一緒に出て、水がものすごく澄み渡っているんです。

確実に雨は毎年降るわけですから、抜本的な濁りの解消のため、企業局だけでなく県土整備部も含めて、綾北ダムをゲート式のダムにできる方法がないのかを考えないといけない。その辺はどうですか。

○新穂工務課長 濁水問題には、今後とも県土整備部と協力しながら対処する必要があると考えております。

ダムの改造につきましては、県土整備部の管理しているダムは大きいものですから、改造するとすると多額の費用が発生することを考慮する必要があります。

しかし、県土整備部のダムは大きいので、流れ込んだ濁水が入替わるのに時間を要するという根本的な問題もあるため、土砂を掃かせる設備を作ったからといって、濁水がすぐに収まるというものではございません。

今後とも上流の崩壊地等も含めて濁水に関しましては県土整備部と協力しながら調整、検討してまいりたいと考えております。

○日高委員 はい、分かりました。

○蓬原委員 議案第77号ですけど共同施設負担金の負担割合がどうなっているか教えてください。

○新穂工務課長 多目的ダムの負担割合ですけども、ダムの建設時にそのダムごとに負担割合というのは決まっておりますので、全てのダムでよろしいでしょうか。

○蓬原委員 考え方ですけど、このダムでいいです。

○新穂工務課長 今回対象になっているダムが6つございまして、一番少ないのが日南ダムの0.3%、一番大きいのが綾南ダム、綾北ダムの58.9%が企業局負担となっております。

○蓬原委員 いわゆる水の利用具合——水の利用に比例してということですね。使うであろう水の量を想定して割合が定まっている。

○新穂工務課長 そのとおりでございます。

○二見委員 その他というか、この間初めてゴルフ場を視察させていただきました。場所的にも河川敷の広いところで、いいところですね。モリタゴルフさんだったと思いますけれども、いろいろ企業努力をしてカートもたくさん中古で集めてきて大切に使用いらっしやって。あのカートというのはガソリン車になるんですかね、電気車なのかな……。

○宮田経営企画室長 一ツ瀬川県民ゴルフ場には3種類のカートがございます。

まず、手引きのカートがございます。それから乗用カートといたしましては電動のカートとガソリン動力のカートを用意してございます。

○二見委員 以前、蓬原委員からもありましたが、あそこは木陰がないということで、その辺りの対策は何か進んでいるんですか。

今、企業局として新たな取組というものをこ

こ数年考えてますが、再生可能エネルギーとか使っていきべきかなと。僕、水素が大好きなんですけど、これからクリーンエネルギーというものを、どのように実社会の中に落とし込んでいくかを考えていきべきだと思います。

例えば、ある一定の高さに太陽光パネルを設置することができれば、そこが夏場の木陰になるし、ボールが飛んでこないところだったら、壊れる心配もないだろうと。あとは水害が来たときに、それに耐え得るかの検討も必要だと思います。土手に太陽光パネルがあれば、ちょうど太陽のほうに向いての設置も可能かなと思います。

あと、カートは電動式もあつたりとか再利用みたいですけど、企業局ではダムがあるので日産のリーフを使っていると思います。今、CMとかでも言われるように、あれは車に乗るときの電力でもあり、キャンプとか災害時の非常用電源にも使えるというものであります。電気の一番の課題は貯めることですが、太陽光の場合は発電してそのままずっと流していくしかない。大きな蓄電池はかなり高額になるので、費用対効果が低いというの也有りますが、企業局で使っている公用車と太陽光パネルとのコネクションを作って、災害時の電源に公用車を使えるようにできないかと思っていたところでした。

単なる質問じゃなくて、僕の感想になったんですけども、何かそういう地域貢献というのいろいろ考えていらっしゃるみたいですし、今からの災害対策の大きなポイントにもなると思うので、そういうアイデアを、皆さんの豊富な知恵をどんどん生かしていただきたいなと思っています。

○新穂工務課長 ゴルフ場の木陰対策なんですけれども、河川敷でございましてので工作物が建

てられない。そして、自然に流れ着いて育った木はそのままでよいのですが、植えることはできないということになっております。

それで数年前、木陰のないところには、取り外しができるロンブルを設置したところがございます。

○二見委員 そういうところも含めて知恵を出さないといけないんだろうと、人が植えたら工作物、動物が勝手に持ってきて生えたものだったら自然物というところも……。いろんな規制もあって大変難しいと思いますが、ここは本当、我々が知恵を出さないといけないんだと思うんですね。悪いことをしてはいけない、ルールにのっとってやらないといけないと思う。だけれどもそのルールにのっとった中で、どこまでだったら自分たちができるのか、そのぎりぎりのところまで本当に知恵を絞ることは私たちの仕事だと思うので、何か私もいろいろ調べてみます。

○蓬原委員 今のことに関連して、木陰のことは前から言っているんですが、私もゴルフを多少やるので、あそこの夏のプレーは二の足を踏むんですよね。救急車が来たという話も何回か聞いたこともあるし、ちょっと暑いなど。生目に似たようなゴルフ場があるじゃないですか。あそこはなぜか似た木が流れ着いて大きく生えているんです。

○日高委員 河川に木が植えられないというのは堤防に植えられないんですよ。前は植えてよかったけど、堤防に植えると、水害のときに決壊につながるから、植えられないんですよ。あそこの堤防には桜とか植えていますよね、植えられないんですけど。基本的に堤防には植えられないと思うんですが、堤防の決壊に木陰を作る木が影響するかっていうと影響しないんですよ。その辺は臨機応変にやるべきだと思うん

ですけど、できますよね。

○新穂工務課長 関係法令等を確認いたしまして検討していきたいと思えます。

○日高委員 それ大丈夫です、できるんですよ。

○岩切委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後0時59分再開

○岩切委員長 委員会を再開をいたします。当委員会に付託されました議案等について教育長の概要説明を求めます。

○日隈教育長 教育委員会でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、説明に入る前にお詫びを申し上げます。教職員の逮捕事案でございます。教職員の服務規律の遵守につきましては、これまでも繰り返し指導をしてきたところでございますけれども、既に報道がなされているとおり、昨日、宮崎市の公立小学校の教諭が道路交通法違反、速度超過の疑いで逮捕されるという事案が発生いたしました。

児童生徒の模範となるべき教職員が逮捕されるという今回の事案発生によりまして、県議会をはじめ、県民の皆さん方の信頼を損なうことになりました。深くお詫び申し上げます。今後、教育委員会といたしましては、この事実関係について詳細に確認した上で、適正に対処してまいりたいと考えております。ここからは座って説明させていただきます。

続きまして、冒頭私から一点御報告させてい

ただきたいと思えます。去る2月27日に県立都農高等学校の閉校記念式典が行われたところでございます。新型コロナウイルスの対策のために議員の皆様方には御案内を差し控えさせていただきましたが、閉校記念式典のほうは無事に終えたところでございます。なお、県立都農高校につきましては、昭和27年に県立高鍋高校都農校舎として発足してまいりましたけれども、今回の再編統合によりまして、再び県立高鍋高校に引き継がれることとなります。これまで長らく御指導御支援いただきまして、ありがとうございました。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、まずは左側の目次を御覧ください。

今回御審議いただく議案は議案第61号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）」、議案第75号「令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第76号「令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）」、以上3件でございます。

次に、その他の報告事項といたしまして、宮崎県体育館の取り扱いと新体育館建設にかかる今後の対応方針について、御説明させていただきます。

さっそくでございますが、資料の1ページを御覧ください。

まず、補正予算の概要についてであります。

今回の教育委員会の一般会計補正予算についてでございますが、表の下から5段目、太線枠の補正額の欄を御覧ください。記載しておりますように、今回の補正は21億878万2,000円の減額

補正をお願いするものでありまして、補正後の額はその2つ右の欄にあります。1,103億5,968万1,000円です。また、特別会計の補正予算については、下から2段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、合計で14億2,158万8,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額はその2つ右の欄にありますように、26億948万2,000円です。その結果、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は1番下の右側になりますが、1,129億6,916万3,000円となります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては引き続きそれぞれ担当課課長から説明させていただきますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩切委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。これより、各議案に対する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川北教育政策課長 教育政策課関係の令和2年度2月補正につきまして御説明いたします。お手元の令和2年度2月補正歳出予算説明資料でございます。

教育政策課のインデックスのところ、411ページをお開きください。

表の左から2列目、補正額の欄を御覧ください。

今回の補正は1億3,958万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は右から3列目の欄にあります、30億9,052万9,000円となります。以下、主なものにつきまして御説明いたします。

413ページでございます。

中ほどの少し下辺りに(事項)職員費が3,059万4,000円の減額であります。これは事務局職員

の人件費の執行残などによるものであります。次に、1番下の(事項)一般運営費が978万円の減額であります。これは本庁、教育事務所等の運営管理及び文化施設等感染防止に係る経費の執行残などによるものでございます。

414ページでございます。

1番下の(事項)職員費が2,498万円の減額であります。これは事務局職員の人件費の執行残などによるものであります。これは事務局職員のうち、社会教育に関わる職員の人件費の執行残となります。

415ページでございます。

(事項)職員費が6,663万9,000円の減額であります。これは事務局職員のうち、保健体育に関わる職員の人件費の執行残となります。

教育政策課関係は以上でございます。

○四位財務福利課長 財務福利課でございます。令和2年度2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、417ページをお願いいたします。

財務福利課の補正額は表の1番上の段、左のほうにありますとおり、総額で14億5,302万8,000円の増額補正でございます。この結果、補正後の額は同じ段の右から3列目、73億3,937万4,000円となります。その内訳は、1段下の一般会計が3,144万円の増額補正、その3段下にあります特別会計が14億2,158万8,000円の増額補正であります。以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料419ページをお願いいたします。

一般会計についてであります。

ページ中ほど、(事項)維持管理費が1億3,400万9,000円の増額であります。これは下の説明の欄、5、県立学校等衛生環境改善事業において、1億9,250万円の増額を行ったことなどによるも

のであります。この事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて説明をさせていただきます。

次に、下から2段目の(事項)教職員住宅費が1,360万8,000円の減額であります。これは教職員住宅の営繕工事にかかる工事請負費等の執行残であります。

次に、420ページをお願いいたします。

下から3段目の(事項)一般運営費(高等学校)が1,954万円の減額であります。これは県立高等学校における光熱水費などの需用費等の執行残であります。

次に、1番下の段にあります(事項)海洋高校実習船費が5,713万7,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染症の流行による実習計画の変更に伴う燃料費等の執行残や船舶の法定検査費用の入札残などです。

次に、422ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。

(事項)高等学校実習費が1,549万2,000円の増額であります。これは令和元年度の決算認定で令和2年度への繰越金が確定したことによるものであります。

次に、423ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

(事項)育英事業費が14億609万6,000円の増額であります。こちらにつきましても、令和元年度の決算認定で令和2年度への繰越金が確定したことによるものであります。

恐れ入りますが、資料が変わりまして、常任委員会資料の2ページをお開きください。

県立学校等衛生環境改善事業であります。

1の事業の目的、背景にありますように、この事業は県立高校等における新型コロナウイルス感染症予防を含む衛生環境の改善を図るため、

和式便器の洋式化等を行うものであります。さらなる事業推進のため今回追加補正をお願いするものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1億9,250万円、財源と事業期間は記載のとおりで、令和3年度に繰越しを行います。事業内容は、県立高校等の生徒用トイレの洋式化や手洗い等の自動水栓化を行うものであります。右のページ中ほど上の枠囲みを御覧ください。これは県立高校等における生徒用トイレの洋式化率であります。令和2年度末が46.9%のところ、今回の補正によりまして、令和3年度末には68.3%になる見込みであります。

左側のページにお戻りください。

3の事業効果といたしまして、県立高校等のトイレ洋式化がさらに進むことにより、学校における生徒の衛生環境が一層改善されるとともに、学校の魅力向上につながることを考えております。

続きまして、資料が変わりまして、令和3年2月定例県議会提出議案令和2年度補正分ですが、提出議案のほうの12ページをお開きください。

繰越明許費補正についてであります。

表の上から10段目中ほどになりますけれども、県立学校PCB廃棄物処分等事業につきまして、260万円の繰越しをお願いいたしております。これは県立学校で発見されたPCBが含まれる廃棄物処分に関する事業において、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

次に、1段下の県立学校老朽化対策事業につきまして、1億円の繰越しをお願いいたしております。これは県立学校等の老朽化への対策を行う事業において、関係機関との調整に日時を

要したことによるものであります。

次に、1段下の県立学校等衛生環境改善事業につきまして、1億9,250万円の繰越しをお願いいたしております。これは先ほど説明いたしました県立高校等のトイレの洋式化にかかる事業において、国の補正予算の関係等により工期が不足することによるものであります。

財務福利課の説明は以上であります。

○押方高校教育課長 高校教育課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の高校教育課のインデックスのところ、425ページをお開きください。

一般会計で17億2,931万4,000円の増額補正であります。補正後の予算額は右から3番目72億530万1,000円であります。主なものにつきまして同資料で御説明いたします。

427ページをお開きください。

ページの中ほどから下、(事項)高等学校就学支援事業費が1億7,968万7,000円の減額であります。これは県立高校の生徒への授業料相当額を支援する就学支援金の対象者が、当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。また、下の説明欄の3にあります奨学のための給付金において、1,186万3,000円の増額となっておりますが、これは国の第三次補正において、特例の追加給付が行われることになったためであります。

428ページをお開きください。

ページ中ほどの少し上、(事項)学力向上推進費が1億2,187万1,000円の増額であります。このうち、説明欄の12にあります新規事業、GIGAスクール構想拡充整備事業につきまして、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、その下にあります(事項)指導者養成費が3,863万3,000円の減額であります。このう

ち、説明欄の5、国際理解教育推進事業が3,354万5,000円の減額であります。これは外国語指導助手(A L T)の雇用にかかる報酬や費用弁償等の執行残であります。

次に、下のページの429ページを御覧ください。

ページ1番下の(事項)産業教育振興費が18億4,546万8,000円の増額であります。このうち、430ページ、上のほうの説明欄6番、新規事業、産業教育の充実にに向けた教育装置整備事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明申し上げます。

次に、新規事業について、御説明いたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、産業教育の充実にに向けた教育装置整備事業であります。

1の事業の目的・背景であります。農業や工業、商業等の職業系高校における老朽化した装置等の更新や技術革新に対応した装置等の導入により、職業系学科の授業内容の充実に図るとともに、より高い専門力・技術力を持った生徒の育成につなげるものであります。

2の事業概要であります。予算額は20億円で、財源、事業期間については、記載のとおりです。なお、令和3年度に繰越を行います。

(4)事業内容であります。工業、農業、水産、商業、家庭、福祉の学科を設置する高等学校に更新、新規合わせまして計175の産業教育装置を整備いたします。それぞれの学科ごとの数や金額については記載のとおりでございます。

3の事業効果でございます。実社会でも利用されている機器等を活用した校内実習が可能となり、即戦力となる人材を育成することができます。また、どの学校でも同じ環境で実習を行うことができるようになり、中学生に向けても魅力ある職業系高校をPRできると考えてお

ります。

続きまして、6ページを御覧ください。

新規事業、G I G Aスクール構想拡充整備事業であります。

1の事業の目的・背景であります。G I G Aスクール構想の拡充といたしまして、高等学校等における低所得世帯等の生徒用のP C端末と家庭学習用の通信機器の整備を行うものでございます。

2の事業概要であります。予算額は1億8,403万2,000円、財源、事業期間は記載のとおりで、令和3年度に繰越しを行います。

(4)事業内容であります。①では低所得世帯等の生徒が使用するためのP C端末及びそれらを格納するための電源キャビネットの整備を行います。P C端末の台数は県立高校及び中等教育学校に在籍する生徒の低所得世帯数に合わせて3,400台としております。②におきましては、W i - F i などインターネット環境が整っていない家庭の生徒に貸与するためのモバイルルータの整備を行います。今年度に調査いたしましたものをもとに1,500台を整備することとして、必要な家庭に貸出しを行います。

なお、P C端末及びモバイルルータにつきましては、国の補助金を活用して整備を行うものでございます。

3の事業効果であります。学校及び家庭におけるI C T環境の整備が一段と進み、オンライン教育をはじめ、I C Tを活用した教育が一層推進され、高校生の学びを保障する体制が強化できるものと考えております。

最後に繰越明許費補正について御説明申し上げます。

令和3年2月定例県議会提出議案(令和2年度補正分)の12ページをお開きください。

高校教育課分につきましては、ページの中ほどより少し下の(項)教育総務費、事業名、G I G Aスクール構想拡充整備事業1億8,403万2,000円及びその2段下にあります(項)高等学校費、事業名、産業教育の充実に向けた教育装置整備事業20億円の2件の繰越しをお願いするものであります。これは先ほど御説明いたしました2件の新規事業についての年度内の完了が困難であることから繰越しのものです。

高校教育課の説明は以上であります。

○吉田義務教育課長 それでは、義務教育課関係の補正予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の431ページをお願いいたします。

補正額としては、2,247万円の減額であります。補正後の額は右から3番目の2億4,526万円であります。

433ページをお願いいたします。

はじめに、上から5段目の(事項)被災児童生徒就学支援等事業費47万6,000円の減額であります。これは就学援助事業の国の交付決定に伴う減額であります。

次に、3段下の(事項)学力向上推進費920万5,000円の減額であります。これは下の説明欄にありますが、学力向上の事業に要する経費にありますように、新型コロナウイルス感染症の対応として、研修会や視察等の実施ができなかったことや、国の事業の中止決定に伴っての減額であります。

次に、下から2段目の(事項)指導者養成費1,117万6,000円の減額であります。こちらも新型コロナウイルス感染症の対応として、研修等旅費や運営にかかる需用費等の執行残、また、国の事業の中止決定に伴っての減額であります。

最後に434ページをお願いいたします。

(事項) 教科書指導研究費161万3,000円の減額であります。主に説明欄の4にあります中学校教科用図書研究費125万9,000円の減額であります。これは本年度予定しておりました中学校の教科書の調査研究が新型コロナウイルス感染症の影響で会を縮小して開催するなどの対応を行ったための執行残でございます。

義務教育課は以上でございます。

○松田特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、435ページをお開きください。

一般会計で、1億9,164万円の増額補正をお願いしております。補正後の額は右から3番目の欄7億4,734万2,000円になります。その主な内容について、御説明いたします。

437ページをお開きください。

上から6段目の項目にあります(事項) 県立特別支援学校整備費の2億5,549万円の増額であります。このうち、その下の説明の1、特別支援学校教育環境整備事業の2億7,247万2,000円の増額につきましては、みなみのかぜ支援学校高等部の教室棟の増築にかかる建設費です。7月補正で計上しておりましたが、工事は来年度に繰越しをお願いしているところであり、これは後ほど御説明いたします。

次に、説明の2、特別支援学校衛生環境改善事業の1,441万9,000円の減額につきましては、感染症予防を図るため、特別支援学校の手洗い場の蛇口を自動水栓機に改修する工事の執行残であります。

次に、中ほどであります、下から3段目の(事項) 特別支援教育振興費の4,216万5,000円の減額であります。このうち、その下の説明の4、特別支援学校医療的ケア実施事業の904万円

の減額につきましては、医療的ケアを必要とする児童生徒に看護師を配置しておりますが、短時間勤務の看護師が多かったことから人件費の執行残であります。

次に、説明の8、県立高等学校生活支援充実事業の1,834万9,000円の減額につきましては、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒に教室移動等の介助を行う生活支援員を配置するものでありますが、本年度対象となる生徒が少なかったことから、生活支援員の人件費等を減額するものであります。

続きまして、438ページを御覧ください。

上から5段目の項目、(事項) 就学奨励費(特別支援学校)の2,068万円の減額であります。これは特別支援学校の保護者等に対し、就学に必要な経費を補助するものであり、実績額に応じて減額するものであります。

最後に繰越明許費補正について御説明申し上げます。

別冊資料の令和3年2月定例県議会提出議案の12ページをお開きください。

特別支援教育課関係は資料中ほどにあります(項) 教育総務費、事業名、特別支援学校教育環境整備事業2億7,622万4,000円であります。これはみなみのかぜ支援学校高等部の教室棟増築にかかる建設費です。7月補正で計上しておりましたが、設計等に時間を要したため工事は来年度に繰越しすることをお願いしているところであり、

特別支援課の説明は以上でございます。

○東教職員課長 教職員課関係の補正予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、439ページをお開きください。

一般会計35億9,421万5,000円の減額補正をお

願いしております。補正後の額は右から3列目の920億5,753万9,000円となります。以下、主なものについて、御説明いたします。

441ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。2億1,218万2,000円の減額をお願いしております。これは主に会計年度任用職員などの報酬等につきまして、勤務日数等の実績が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、下から3番目の(事項)退職手当費であります。3億839万4,000円の減額をお願いしております。これは退職予定者数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、(項)小学校費であります。

442ページをお開きください。

(事項)職員費につきまして、10億784万円を減額、(事項)旅費につきまして、5,720万9,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)中学校費であります。 (事項)職員費につきまして、8億8,324万2,000円の減額を、(事項)旅費につきまして、5,610万6,000円の減額をお願いしております。

次に、1番下の(項)高等学校費であります。 (事項)職員費につきまして、4億3,921万7,000円の減額をお願いしております。

443ページを御覧ください。

(事項)旅費につきまして、9,252万1,000円の減額をお願いしております。

さらに、中ほどの(項)特別支援学校費であります。 (事項)職員費につきまして、5億1,338万2,000円の減額を、(事項)旅費につきまして、2,318万9,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料

や職員手当、共済費でございますが、主に職員の退職と採用による若返りによるものや、職員数が当初の見込みより下回ったことによるものであります。また、旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で研修等が中止になり、出張が減ったことなどによるものでございます。

教職員課の説明は以上であります。

○**新生涯学習課長** 生涯学習課関係の補正予算につきまして、御説明をいたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、445ページをお開きください。

今回の補正は一般会計で5,458万2,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように5億1,496万9,000円となります。それでは、主なものについて説明いたします。

447ページをお開きください。

初めに中ほどにあります(事項)成人青少年教育費が1,080万円の減額であります。主なものは説明欄の3、みやざき地域学校パートナーシップ推進事業でありまして、国費と県費から市町村への補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額等であります。

次に、448ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)図書館サービス推進費が1,354万5,000円の減額であります。主なものは説明欄の2、図書館サービス費で、図書館システムの更新に係る経費や図書館カウンタースタッフの報酬等の執行残であります。

次に、449ページを御覧ください。

中ほどにあります(事項)美術館普及活動事業費が1,232万9,000円の減額であります。主なものは説明欄の3、特別展費の特別展開催に係る委託料の執行残や、説明欄の4、美術講座等

の新型コロナウイルス感染拡大防止による実技講座等の開催中止に伴う減額であります。

生涯学習課関係は以上でございます。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、451ページをお開きください。

今回の補正は一般会計で、1億8,236万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の額は右から3列目の11億2,444万1,000円となります。以下、主なものにつきまして御説明いたします。

453ページをお開きください。

上から5段目の(事項)学校体育指導費が1,257万円の減額であります。主なものにつきましては、説明欄1の学校体育研究、訪問指導、実技講習会等でありまして、国が体力・運動能力調査を中止したことに伴いまして、体力・運動能力調査分析業務委託を中止したことによる執行残などによるものでございます。

続きまして、454ページをお開きください。

1番上の(事項)スポーツ施設管理費でありますけれども、2,961万円の増額をお願いしております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の休館やスポーツ大会・イベントの中止等に伴いまして、利用料金収入が減少しました県営スポーツ施設の適正な管理運営に要する経費につきまして措置するものでございます。

続きまして、その下の(事項)健康教育指導費でありますけれども、339万4,000円の減額であります。説明の欄の2、養護教諭等研修事業につきましては、初期研修にかかる会計年度任用職員の報酬や研修等の講師謝金、旅費などの執行残であります。

次に、説明欄5の学校臨時休業に伴う学校給食支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う県立学校の臨時休業による影響を受ける給食関係事業者への支援に伴う補助金等の増額であります。

続きまして、その下の(事項)保健管理指導費が498万4,000円の減額であります。これは県立学校児童生徒保健管理指導におけます児童・生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料などの執行残であります。

続きまして、その下の(事項)体育大会費が1億2,173万7,000円の減額であります。主なものは、説明欄1の国民体育大会経費でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民体育大会の中止に伴い、国民体育大会に出場する選手の派遣に要する経費などが不要となったことなどによる執行残でございます。

次に、その下の(事項)体育振興助成費が514万8,000円の減額であります。

次に、455ページをお開きください。

これは主に新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会が中止になったことなどによる補助金の執行残であります。

次に、その下の(事項)競技力向上推進事業が5,450万3,000円の減額であります。主なものは説明欄3、施設・設備整備の(2)練習環境整備事業でありまして、現在整備を進めております水球プール、アーチェリー場の設計委託料、改修を検討しております自転車競技場の基本検討業務委託料などの執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)宮崎県スポーツ推進基金が602万5,000円の減額であります。

456ページをお開きください。

主なものは説明欄2のスポーツ推進事業の

(2) 国体選手強化事業でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により中学校選抜チーム支援事業が中止となったことなどによる執行残でございます。

スポーツ振興課は以上でございます。

○ 榑木文化財課長 文化財課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ、457ページをお願いいたします。

補正額の欄にありますように、今回、一般会計予算で5,090万8,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、5億3,211万7,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

459ページをお開きください。

初めに、上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費が723万1,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、説明欄5の地域で守る地域の文化財保存・活用推進事業における国庫補助額の減額や、新型コロナウイルスの影響で外部有識者等への招聘が行えなかったことなどによる旅費の執行残、説明欄6の神楽のユネスコ無形文化遺産! 県民応援事業における委託料の入札執行残や神楽調査が中止となったことなどによる特別旅費の執行残、そして、説明欄10の西都原古墳群史跡整備推進事業における国庫補助額の減額によるものであります。

次に、460ページをお開きください。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費が2,822万1,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、説明欄2の埋蔵文化財発掘調査において、国による河川改修事業が予定されていましたが、国土交通省の事業進

捗が遅れ、今年度の発掘調査がなくなったことにより、調査経費が減額となったものであります。

次に、同じページの中ほどにあります(事項)博物館費が585万6,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄2の管理運営費における光熱水費等の執行残であります。

次に、461ページをお開きください。

一番下の(事項)考古博物館資料整備費が237万9,000円の減額補正であります。

主な理由としましては、説明欄1の調査研究費において、新型コロナウイルスの影響で海外の研究機関との学術交流調査が中止となったことによる旅費等の執行残であります。

文化財課は、以上でございます。

○ 島寄人権同和教育課長 人権同和教育課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、463ページをお開きください。

一般会計で1,705万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、1億1,229万1,000円となります。

その主な内容について、御説明いたします。

465ページをお開きください。

1つ目の(事項)人権教育総合企画費187万3,000円の減額であります。

この主な理由としましては、説明欄1の(1)ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業128万8,000円の減額であります。これは、各種研修会中止に伴う講師謝金・旅費、職員旅費等であります。

2つ目の(事項)人権教育連絡調整費240万3,000円の減額であります。

この主なものとしましては、説明欄2、人

権教育関係団体との連絡調整229万6,000円の減額であります。これは人権社会確立全九州研究集会が令和4年度へ延期されたことによる参加費の執行残であります。

3つ目の(事項)生徒健全育成費1,046万3,000円の減額であります。

この主なものとしましては、次のページ466ページの説明欄の5、チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業891万9,000円の減額であります。

この事業は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を公立学校に配置・派遣し、学校への支援を強化するものであります。その執行残であります。

次に、中ほどの(事項)学校安全推進費231万3,000円の減額であります。

この主なものとしましては、説明欄の4、自分を守る・地域を守る学校安全総合支援事業122万7,000円の減額であります。これは、学校を中心とした安全教育に要する経費の執行残であります。

なお、今回の減額補正の主な理由につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策によるものであります。

人権同和教育課は、以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了いたしました。

ただいまより、質疑を受けたいと思いますが、それぞれ関連する項目を確認しながら進めさせていただきますと思います。

早速ですが、質疑はございますでしょうか。

○渡辺委員 県立高校のトイレですが、令和3年度末の見込みで70%弱ぐらいまでいくようではありますが、大体の理解の仕方としては、いずれの学校が一定以上の割合で整備されていって

いるという理解でいいか。もう7割近いところまでいっていますので、余りに極端な凸凹があるということではないと理解してよろしいですか。

○四位財務福利課長 これは、平均としても68.3%まで行く見込みということですが、現状、46.9%でございます。これは電気の数等の関係で、若干、やはり凸凹はございます。そういったものを、今度、この事業をお望みいただけましたならば、少ないところにより対応していただくなどして、平準化をより図りながら68.3%まで伸ばしていきたいと考えております。

○渡辺委員 結構です。

○岩切委員長 財務福利化に関連して、何かほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 なければ、他の課に関してございませんでしょうか。

○二見委員 4ページの産業教育の充実に向けた教育装置整備事業なんですけれども、いろんな機器等が設置されるんだなと思ったんですが、更新ということで、今まで使っているもののリニューアルというか、入替えるのもあれば、新たに入れる機械とかがあると、そもそも先生方はちゃんと使いこなせるのかなというところが1つ心配だったんですが、その対応はどのように考えていらっしゃるんですか。

○押方高校教育課長 更新、新規につきましても機械を入れ替えた後に業者のほとんどがもうパソコンで入力したり、パソコン処理するデジタル化のものでありますので、当初は業者の使用説明等を受けながら、あと早く慣れることができる機械ということですので、学校内で研修を積みながら、早く生徒にしっかりとした指導ができるように図ってい

きたいと思っております。

○岩切委員長 ほかに高校教育課に関連してございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 では、ほかの課に関して私のほうから。415ページ、教育政策課の保健体育総務費の職員費が極端に額が減るわけなんですけれども、例えば、保健体育に関わる先生が十分に採用されなかったとか特別な理由があって、これほどの大きな減額になったんでしょうか。

○川北教育政策課長 保健体育関係の職員費でございますが、職員費を組む際に、前年度の1月1日現在の職員数、給与額などをもとに予算を算定いたします。その際、前年度まで高校総体推進課がございましたものですから、その職員分が入っております。その職員分が減額されているということ。また、職員の入れ替わりによりまして、職員単価も下がっていることが理由でございます。職員としては6人分減っているということでございます。

○岩切委員長 総合政策部に移ったという理解でよろしいですかね。

○川北教育政策課長 課自体がもう廃止になっておりますので、総合政策部に移ったということではございません。

○岩切委員長 国体のみの関連でも何でもなく、ただ教育委員会の保健体育の先生方が6名減ったということで、国体に向けて選手強化の問題とかもあるのに、何でこんなに減るのかなというのが合点がいかなかったものですから、教えてください。

○川北教育政策課長 もちろん高校総体ということで、一応、総体は終了しましたので、課としては廃止になっております。

○岩切委員長 高校総体だけです。分かりま

した。次いで437ページの特別支援教育振興費の2番の就学指導委員会という表現が使われているんですけども、教育支援委員会というようになったと一般質問で伺ったんですが、これはこの形でずっと行くんでしょうか。それともたまたまなんですか。

○松田特別支援教育課長 就学支援委員会というように改めて、会の趣旨からいたしまして、指導ではなく支援委員会と改めることが望ましいとなっておりますので、この委員会につきましても名称の変更を行ってまいりたいと考えております。

現在はまだ、この就学指導委員会という名称のまま対応を行っているところであります。

○岩切委員長 一般質問の中で教育支援委員会があるから大丈夫というふうに聞かされていたんですけども、まだないんですか。

○松田特別支援教育課長 *県の就学指導委員会がでございます。開催も随時できることとなっております。名称がまだ教育支援委員会という名称ではなく、就学指導委員会という名称になっております。

○岩切委員長 分かりましたとちょっと言いにくいところもありますから、十分また後で伺います。

ほかにございますか。

○二見委員 確認ですけれども、今回、いろいろI o T関係の機器が整備されて、このG I G Aスクール構想の整備事業もあるわけですが、一方で、もう全部これにとって代わってしまうのかという不安の声も聞いたりします。うまく従来のやり方と新しいやり方をしっかり整合性をとりながらやることを検討されているんだと思いますけれども、実際の現場においてどのよ

※29ページに訂正発言あり

うに使われているのかを見るのが一番いいと思うんです。例えば、この家庭での学習、通信機器の整備を行って、もうみんなが使えるようになるのであれば、家庭学習系は、もう全てこういう機器を使ったものに移行してしまうのか、そこ辺りがどのように変わるのか、ちょっと御説明頂けますか。

○押方高校教育課長 今回のICT機器の整備におきまして、1つは、個別に子供たちが学習できると。また、指導する側も個別にできるというので、それは場所を問わず学校内もしくは学校の外、家庭でもできるということになるかと思えます。

ただ、議員御指摘のとおり、やはり対面で共同で学習したりすることは必要となりますので、そのバランスでどれが一番最適かを考えながら、指導するほうも今、研修も含めて進めています。次年度からはさらに拍車をかけて、いい学びの在り方を構築していきたいと思っております。

○二見委員 そういったときには、どこまで教育委員会として各学校へ指導ができていけるのかな。実際、工業系だったり、商業系だったり、それぞれの学校の特色があるので、一様にはいかないと思えますけれども。

だから、その学校にだいたいの運用の仕方をかを任せているのか。もう自分たちが検討しなさいと言われていっているのか、それとも教育委員会から一定のプランのようなものがもう示されているのか、そこ辺りはどうなんですか。

○押方高校教育課長 ICT機器を使った授業改善、もしくはそれを含めた指導法の研究等は現在も進めております。特にGIGAスクール構想において、外部に委託したサポートスタッフ等を各学校に、本年度中は数回派遣させていただいたところです。

また、次年度からは学校がやる分もございませぬが、教育委員会もしくは高校教育課、教育政策課や研修センターを含めて、総力を挙げて研修と生徒によりよい学びが提供できるよう考えております。

○二見委員 総力を挙げるですね。

○押方高校教育課長 よろしくお願ひします。

○岩切委員長 GIGAスクール構想に関連して何か御質疑はございませぬでしょうか。よろしいですか。全体を通して、その他で何かありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松田特別支援教育課長 申し訳ありません。先ほどの就学指導委員会についての御質問がございましたが、県の開催しております委員会は教育支援委員会として開催してございました。

ただ、この予算上の細事項名としての就学指導委員会がまだ残っておりまして、こちらについても名称の変更を行ってまいりたいと思えます。

○岩切委員長 了解です。議案に関しての御質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岩切委員長 では、その他報告事項に関する説明を求めたいと思えます。

○押川スポーツ振興課長 それでは、常任委員会資料の8ページをお開きください。

宮崎県体育館の取扱いと新体育館建設に係る今後の対応方針について説明をさせていただきます。

1、県体育館の現状等についてでありますけれども、そこに3点書いてございます。

(1) ですけども、令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けまして、新たに延岡市に県体育館

の整備を進めますとともに、現在の県体育館につきましても、練習拠点等として当面活用する方針であります。

(2)につきましても、現在の県体育館の維持管理に年間約4,000万の費用を有しております。新たな体育館整備後、2つの体育館を維持していくためには相当のコストが必要であると想定をしております。

(3)につきましても、現県体育館は建設から50年以上経過し、老朽化が進んでいる上、空調設備やエレベーター等が整備されていないなど、将来にわたり継続して使用するためには大規模な修繕、改修が必要となります。

それで、2に新体育館の整備に係る財源についてでありますけれども、(1)にありますように、施設の集約化を前提としまして、交付税措置率50%の公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能となります。

今回の施設整備につきましても、点線の四角囲みの施設集約化のイメージに書いてございますけれども、現在の県体育館と延岡市民体育館、延岡市東海体育館の3施設を集約、統合することとしております。

(2)にありますけれども、今回使用します公適債を活用するためには、新体育館の供用開始から5年以内に現在の県体育館を廃止する必要があります。

右側、9ページの3、今後の対応方針についてでございます。

(1) 新体育館建設の財源としましては、公適債を活用をします。

(2) 現県体育館は、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上のための練習拠点等として大会まで活用した上で、大会終了後に利用を停止しまして、令和10年4

月までに廃止する予定としております。

(3) ですけども、これまで現在の県体育館が担ってまいりました主要大会開催等の役割が、新たな新体育館へ円滑に引き継がれますように、競技団体等への説明やホームページ等による周知など、利用者には丁寧に周知を行ってまいりたいと考えております。

4の今後のスケジュールでありますけれども、令和3年10月より、新体育館の建設に着工しまして、令和5年4月にサブアリーナの供用開始を予定しております。その5年後となります令和10年4月までに、現在の県体育館を廃止する予定としております。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 その他報告事項に関しての説明が終わりました。質疑を頂きたいと思っております。

○渡辺委員 幾つか確認させてください。宮崎市にある県体育館ですが、令和10年4月までの廃止は分かりますが、その後ろに解体料と売却等というのが同じ並べ方で並んでいますが、ここについて廃止は分かりましたが、どういう方針まで確認をされていたのか。

もともと国体の誘致の話があつて、整備の話が出てきた段階では、国体までは使うけれども、その後は新しいものの建設に資するような財源確保に使うという基本的な線で長く説明がされてきたと理解しています。しかし、それはスポーツ振興課の担当でいいのか、ほかのところに移管されるのかも含めて御説明頂ければと思っております。

○押川スポーツ振興課長 現在の県体育館の令和10年4月以降につきましても、現在、いろいろなところからの相談等もございませんので、廃止というところで現在は考えているところですけども、今後の状況によってはいろいろな形が

出てくるかというふうには考えております。

また、この後の廃止もしくは譲渡、いろんな形が出てくるかと思えます。現在は基本的に、教育委員会スポーツ振興課が管理をしておりますので、教育委員会のほうでどのような方向に進めるかを考えていくと思えますけれども、財産の処分につきましては、最終的には県全体で検討していくことになるかと考えております。

○渡辺委員 今、体育館はスポーツ振興課の所管であることは理解をしましたが、体育館としての目的を終えた後のこの土地を含めた資産も、例えば学校の跡地などと同じように、引き続き教育委員会が管理をするというか、教育委員会で所管される土地になると理解したらいいんでしょうか。

○日隈教育長 公有財産の取扱いですが、とにかく5年以内ということできりぎりの令和10年4月までに解体します。解体した後の土地については、まず、教育委員会が所管しておりますので、教育委員会のほうで活用の必要があるかどうかを検討します。必要がないということであれば、今度は県全体で活用の必要があるかということで県全体で協議します。県全体で特にそういう需要がないということになれば、今度は市町村で行政目的で活用の可能性があるかということで、一応、照会いたします。それもないということになれば、民間売却にするかというように徐々に手順が進んでいくことになります。

ただ、この土地は一等地でありますので、恐らくはいろんな活用についての御意見も出てくるかと思えます。

されど、今度の国体かなりかかりますから、先ほど説明があったように公適債——交付税措置50%を狙っての取扱いですので、財源として

やはり50%は交付税で返していただくということ为前提にこの事業を進めてまいりました。5年以内に解体しなくてはいけないということになっていますから、解体した以上は体育館という形はありませんので、その後の活用については、これからの検討になろうかと思えます。

○渡辺委員 当初、宮崎市がアリーナの構想をする段階で、知事と話が合っていなかったという報道もあり、候補予定地の一つとして県は何も聞いていないと当時はおっしゃっていましたが、ここも対象地区の一つになっていました。アリーナ構想自体がどうなるのか全く分からない状態ですし、宮崎市は適地についてほかのところを中心に検討されていたようでありました。今までの間にこの土地について、御相談があったという事実があるのかないのかだけ確認させてください。先ほど課長の御説明では、何も話はないというような言い方であったかと思うんですね。

○日隈教育長 教育委員会ではありませんけれども、知事部局の関係で申し上げますと、具体的なお話はありません。あくまでも宮崎市長から駅の東口周辺を想定されたアリーナ構想が出てまいりましたが、この県体育館跡地を活用したいという具体的なものはありません。

もう1つ、今宮崎市は、市庁舎の移転を検討されておりますので、そういった観点でこの土地についてもということはあるかもしれませんが、これも具体的に、候補地については聞いておりませんし、今申し上げたとおり、県のほうに具体的な要請というのは出てきておりません。

○渡辺委員 公適債のことについてお伺いをしたいんですが、宮崎県としてはこの公適債を活用しようという方針をいつの段階から検討をし、

いつの段階で固めたと理解をしたらいいんでしょうか。確認する理由は、国体の問題では、最初の段階から体育館については、国体時の練習施設等として必ず活用すると答弁があったので、結果的にはこれは当てはまることになりませけれども、そこの整合性を確認したいという意味でお伺いをしたいと思うんです。

○日隈教育長 これは教育委員会というよりは、この新しい県体育館については、国体開催に向けて分散配置するということになりました。延岡市に配置するという検討の中では、これは延岡市のここにありますような体育館と合わせた形で、スクラップ・アンド・ビルドという形で持っていこうということを延岡市とも十分検討してきたところです。

ただ、本来この公適債というのは、一自治体でやるべきものが原則でありまして——要するに100の施設をスクラップして、100未満の90とか80の施設を造る場合に使える制度です。

ですから、これは県と市のコラボになるんで、2つの自治体と一緒にやるという形になりますから、これについては総務省のほうと十分協議して何とか御理解を得て、2つの自治体で100と100を足して、例えば、180のものと造ると。今100と100をスクラップして180のものを造るといようなイメージで、こここのところに延岡市のほうから2つの体育館をスクラップで出してこられて大きいものを1つにすると、県体育館と合せてやるということになりました。

いずれも申し上げたかったのは、答えとして、分散配置が決定した段階から具体的な詰めということになってきている流れです。

○渡辺委員 分かりました。

○日高委員 せっかく話が出たので。延岡市と

の合同でやっていくということで、この負担率はどれぐらいになっているんですか。延岡市はどのぐらい出すっていうんですか。

○日隈教育長 これは、ここに書いてあるとおりあくまでも建設費は県で負担するというのでございますので、延岡市からは土地を出していただいております。

ただ、今後の管理についてはこれからの具体的な協議になるんですけども、もともとの延岡市の市民体育館がありましたので、延岡市の御負担というのもこれから出てくることになります。出来上がると当然、もう一括して県の体育館ということで、割合についてはそういう形になりますので、指定管理になるかどうか維持管理費について、決まった段階で延岡市からの御負担というか、御協力も具体的に詰まってくると思いますが、まだそこまで詰まった状況ではないと思います。

ただ、土地のほうは延岡市の土地ですので、この体育館の駐車場は、延岡市の駐車場ということになります。

○日高委員 スクラップ・アンド・ビルドで延岡市が考えているということであれば、やはり延岡市にもしっかりと負担してもらおうと。もう、できて終わってからのいやいやもううちはあまり出せません、もう県の体育館ですよと言われる可能性もあるんですよ。

延岡市にはこの維持管理費の応分の負担をしていただくよう、議会から強く要請をいたします。

○内田副委員長 同じような質問だったんですが、市民体育館と東海体育館が入っているというのは、延岡市から言ってこられたと思うんですけど、これは延床面積が足りなかったから、東海体育館もプラスで入れてきたのか、もとも

と東海体育館を廃止する予定であったところをここにに入れてきたということですか。延岡市に確認することだとは思いますが、地域の方の理解を得て、廃止する体育館の中に東海体育館が入ったのかなと思い、経緯がちょっと知りたいです。

○日隈教育長 先ほど申し上げたとおり、新しい体育館をどれだけの床面積にするかという問題もありました。ここに書いてあるとおり、新しい体育館がこれだけの面積になりますから、それ以下ということになると、宮崎市にある現体育館と延岡市民体育館だけでは面積も足りないということを含めて、延岡市で御検討いただいて、十分納得いただけるような形で東海体育館についても加えてスクラップということで、特に問題のないものと延岡市から聞いています。今は総合政策部の所管でやっておりますけれども、一応、そういう話は整って住民の方にも十分御説明いただいているものと考えております。

○二見委員 確認ですけど、今後の予定で全体の完成が令和7年9月となっているんですが、大会は1年延期になったため令和9年に延びましたけど、たしか、その開催の1年前にはプレ大会をしないといけないということだったと思うんですよね。これは、もともとのスケジュールが結構きついプランだったんですかね。

○日隈教育長 これは延岡市民のほうからできるだけ早く使いたいということもありましたので、延岡市に配慮しまして、延岡市民体育館を先に壊して、サブアリーナを先に建設して、その後にメインを造っていくというような行程にしたものですから、こういう形…すいません、私、逆ですね。

○岩切委員長 当初からだったのかな。

○日隈教育長 メインを造って、延岡市体育館

を壊してサブですかね。分割して建設ということになり、工期が延びた関係もあって、ぎりぎりかかるようなことになったわけです。延岡市民体育館を1回全部壊して更地にして全て一括して建てればもう少し工期を短くできたんですけども、市民にできるだけ影響のないようにということで進めた結果、工期がぎりぎりまでかかったというのが事実でございます。これでも何とか間に合うなということで、その後、少し延びた関係で検討の結果、ここまでになってきたのかなというふうに考えています。詳細は総合政策で所管しているので、申し訳ありません。

○二見委員 分かりました。

○日高委員 教育委員会が庁舎を移転しましたが、教育委員会には叙勲を受けた方とか、教育長から表彰を受けた方とかよく来られておると思うんです。教育長室とかに行って、いろんな話を聞いたりするんです。

私が一昨日、教育委員会を訪れたら、床が黒くなっていて、見た目が全てじゃないんですけど、あれではぱっと見たとき外部の方が何か感じると思うんですよ。私は感じたんです。教育政策課長は何も感じないですか。

○川北教育政策課長 現在、教育委員会が移りました棟でございますけど、長年、福祉保健部が使ってきました、かなり床が傷んでいるところも見受けられます。

我々も年末に急いで移ったという状況でございます、不具合があちこち見受けられる部分もあります。知事部局のほうにまとめて相談したいと思っておりますので、そこは問題として認識しておきたいと思えます。

○日高委員 床がぼこぼこになっているんですよね。バリアフリーの観点や仕事環境も含めて、

本当にこれでいいのかなと。ここ引かかって左足の足首を軽く痛めたものですから。そういうこともあるから、知事部局に何か一応言っときますではなくて、常任委員会でそういう意見が出たからということで、それは教育長のほうでしっかりと責任を持ってやってもらうことは非常に重要なことです。よろしくお願いします。

○川北教育政策課長 問題として認識いたしました。ほかにいろいろ不具合も出ているところもございますので、併せまして財産管理部局にきちんと協議をしてみたいと思います。

○日高委員 よろしくお願いします。

○二見委員 先生方はいろんな学校に転勤され、転入されて行かれますが、何かルールがあるんですか。小学校、中学校、高等学校によって年数も違うと思いますが、何か基準があって、後はそれプラス臨機応変というか、現状に合わせて調整しているのかなと思ひまして。どのようにされているのか、教えてください。

○東教職員課長 教職員の異動については、人事異動方針にのっとって行っております。教諭の場合は原則として1つの学校に5年以上で、同一地区15年というのを基本にしながら——細かいルールもありますが——その大きな原則があって異動しております。

○二見委員 国体の話もある中で、競技力を向上、強化していくという制度があり、それぞれの学校が頑張っています。僕の場合はバスケットボール協会の関係もあって、バスケット競技についてずっと見てきているわけですが、競技力向上の視点についても1位の学校だけではなく、2位の学校も決めて、そこで切磋琢磨してもらってということで、その2位に入る学校が入れ替わってきたらいいなという話もここできてきました。今までバスケット競技では延岡学

園と小林高校の2強でずっと競ってきているところに、3番目に入ってきた学校があるわけです。準優勝になっていないからその強化指定校に入らないという基準の見直しにつながるかどうかや、部活動の指導者の問題になると思うので、どういう競技をその学校で育てていくかといったときに、その指導者の異動のあり方も私は気になるところでして、そこを総合的に考えた中で的人事異動というのができるのかどうかも聞いたところでした。

あと5～6年で国体が本番を迎えるわけですし、その後の学校の地域での子供たちや親からの評価につながってくるでしょうから、よくその辺を検討していただいて、固定化するのもいいでしょうが、動いていくことも必要だし、ぜひそういうところも検討の視点に置いておいていただきたいなと思っております。答弁はいいです。

○内田副委員長 今、メディアを通じて団体や業界等での女性の登用が議論になっているところですが、OECDの調査でも日本は世界の中でも女性の校長先生が少ないということで、日本の中でも宮崎県、鹿児島県の2県が女性の校長先生、教頭も含めて管理職がワーストなんです。

宮崎県において女性の先生、職員の比率と、あと管理職の女性の比率がもし分かれば、まず教えていただきたいと思ひます。

○東教職員課長 現在、宮崎県の場合、女性の管理職が8.9%でございます。

○内田副委員長 全体的に職員は、小学校、中学校を見ても女性の先生たちが比較的多いと思うんですよね。でも、女性と男性の数とかも出ているんですよね。パーセンテージでも分かるんですけれども、女性は職場の中では多いけど

管理職になられる先生が8.9%しかいないということですね。小中高校において女性の校長先生、教頭先生のトータルが8.9%ということですね。

○東教職員課長 トータルで8.9%であります。先ほど委員がおっしゃった教職員の数につきましては6対4で女性のほうが多い状況でございます。

小学校と特別支援学校の場合は7対3で女性が多く、中学校が6対4で男性が多い。高校は8対2で男性が多いという状況で、全体的にも女性が多い状況でございます。そのことを含めまして女性管理職の登用ということで、今年度の管理職選考試験に際しましても、女性の方に受験をしていただくように呼びかけながら、少しでも増やしていく努力をしているところであります。

○内田副委員長 私も自分が議員になっているから経験があるんですけど、研修や会議にどんどん出していただいて経験を積まないと思込みしてしまうというのがあるんですね。

あと特別、仕事と家庭の両立が難しくなったとか、長時間労働が厳しいとかそういう意見も女性から上がって来るかもしれないけど、偏見もあって女性はこうだと決めつけた部分があるんじゃないかと思えます。

例えば、小中高校で生徒会長とか学級委員長とかは女子生徒が結構多いのに、社会に出て女性の管理職がどこで少なくなっていて逆転しているのかなとよく思ったりしてます。やっぱり若い時からどんどん女性の先生たちを研修とかに出していただいたり、そうやって管理職の試験にもアドバイスしていただいて、引っ張っていただいたりしてほしいです。今後、それ以上の対策を何か考えられていますか。目標値と

か定めていましたら教えていただきたいです。

○東教職員課長 女性管理職の登用につきましては、本年度から教頭試験に際して、エリア希望の昇任制度を入れております。これは、教諭の中で、例えば県北地区で将来的にも管理職で頑張りたい方に手を挙げていただいて、初任の教頭の時期は県北地区で子育てをしながらでも管理職ができるようにするという制度であります。

数値目標につきましては、本年度10%を超えるということ、今、努力をしているところであります。

○内田副委員長 まず、10%ということ、20%、できれば30%まで持っていけるように努力していただきたいなと思っていますので、教育長の意気込み、考え方等あれば聞かせていただきたいと思えます。

○日隈教育長 お話のとおり職員自体が女性が多いため職場です。ただ、教頭・校長に手を挙げるという方式になってはいますが、宮崎県の場合、女性から手を挙げるのがこれまで進んでいませんでした。

先ほど教職員課長が申し上げたとおり、具体的にエリア希望の昇任制度も取り入れながら、できるだけ女性が自ら手を挙げられる環境づくりをかなり急速に進めたところです。

結果として、教職員課長が申し上げたとおり目標値も何とかまずは2桁達成したいということで、人事作業を進めているところです。細かい数字等については、この場ではまだ報告できませんけれども、人事の内示以降で、また数字等が出てまいりますので、見ていただければと考えております。何とか2桁を目指しての作業ということで、御理解いただきたいと思えます。

○渡辺委員 1点だけデータで教えてほしいん

ですが、管理職登用試験を受けている受験者の男女比率について、女性が何%なのかデータとして教えていただけませんか。分からなければあとでも結構です。つまり、今、管理職の女性が8.9%であるならば、直近の管理職の登用の試験を受けている全体の中の女性の比率がどれくらいだろうかということだけ、分からなければあとで結構なので、教えていただけたらと思います。

○東教職員課長 あとで資料をお渡しする形でよろしいでしょうか。

○岩切委員長 あとで各委員に配付をすることによって皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 では、そのようにお願いします。その他の項目でよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時42分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日3月5日(金曜日)に行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程に余裕がございます

るので、この場で協議させていただきたいと思っております。

委員長報告の項目及び内容について御意見をお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それではそのようにいたします。その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後2時43分散会

令和3年3月5日(金曜日)

午後1時9分再開

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課副主幹	前野	陽子

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時9分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第61号及び第75号から第78号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 以上で委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後1時10分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 岩 切 達 哉